

「令和5年度糸島市文化振興コンサート開催及び収録業務」 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この実施要項は、糸島市（以下「本市」という。）が「令和5年度糸島市文化振興コンサート開催及び収録業務」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力・技術力・専門性・創造性・実績等の点から最適な業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務

- (1) 業務名 令和5年度糸島市文化振興コンサート開催及び収録業務
- (2) 業務内容 別添「令和5年度糸島市文化振興コンサート開催及び収録業務仕様書」を参照
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月15日まで
- (4) 見積金額の限度額等 480,000円（消費税及び地方消費税の額含む）
※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

3 支払い要件

各号の納品が終了し、履行確認を行った後の請求に基づき、業務委託料の支払いを行う。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- ③ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ④ 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ プロポーザル参加申込書の提出期限から業務受託候補者決定の日までにおいて、糸島市から（国及び地方公共団体において）業務などに関し指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税に滞納がない者であること。
- ⑦ 糸島市暴力団排除条例（平成22年条例第200号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- ⑧ 令和5年度糸島市文化振興コンサート開催及び収録業務（以下「本業務」という。）を遂行するために必要とされる知識・技術及び実績を有していること。

5 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書（様式1）
- ②過去5年間の主な企画等の実績等（様式2）
- ③企画書（自由様式）
- ④見積書（様式4）

(2) 提出部数

各1部

(3) 参加申込関係書類の配布

本市ホームページより取得のこと。

(4) 提出先

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号（糸島市役所新館3階）

糸島市 地域振興部 文化課 文化振興係（担当：大園）

(5) 提出方法

持参または郵送

(6) 提出期限

令和5年7月27日（木）17時15分 必着

※受付時間：8時30分から17時15分まで。

※土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

※郵送で提出する場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※提出された企画提案書について、提出期間終了後の内容の修正または変更は認めない。また、提出書類は返却しない。

(7) 参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式3）を提出すること。

6 質問について

質問先は「13 問い合わせ先」に記載のとおり。なお、必要に応じて質問及び回答を市ホームページ上で公開する場合がある。回答にあたっては、質問業者を匿名化する。

※受付時間：8時30分から17時15分まで。

※土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

7 企画書について

- (1) A4サイズの自由様式とする。市ホームページ公開の様式例を活用しても良い。
企画書本体のページ数が多い場合は、縦型左綴じの両面印刷とする。
- (2) 企画提案は、1者につき1案とすること。また、提案する内容は、全て企画提案書に記述すること。(期限後の追加資料の提出は認めない。)
- (3) 専門知識を有しない者にも理解できるように配慮すること。
- (4) 必要な補足資料がある場合は、別に提出を認める。

8 見積書について

- (1) 見積書(様式4)に記載すること。金額については、税込価格を記載すること。
- (2) 見積金額の限度額内での提案を行うこと。
- (3) 金額の重複記載や誤字または脱字等がないこと。金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- (4) 見積金額が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると本市が認めるとき、または、契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当と認められるときは、調査の上、契約を締結しないことがある。
なお、調査に当たっては、調査に必要な資料の提出を求めることがある。

9 審査について

業者選定に当たっては、有効参加者数が1者以上あれば、審査を実施できるものとし、企画提案参加業者から提出された企画書等の書類審査を行う。なお、必要に応じて事務局から業者にヒアリングを行う場合がある。

(1) 実施時期

令和5年8月10日(木)までに実施

(2) 実施方法

令和5年度糸島市文化振興コンサート開催及び収録業務選定委員会により、企画書等の内容について、審査項目ごとに採点し、合計得点が最も高い提案業者を最終受託候補者として選定する。合計得点が最も高い提案業者が2者以上あるときは、見積金額がより低額な方に決定する。見積金額も同額の場合は抽選により決定する。

(3) 結果通知

最終選定結果は、令和5年8月23日(水)までにホームページで公表する。ホームページに掲載する業者名は、最終受託候補者のみとし、選定されなかった業者については掲載しない。また、最終受託候補者及び選定されなかった業者に対して、最終選定結果通知書により通知する。なお、選定結果についての異議は受け付けない。

10 契約について

(1) 契約の締結

- ①本市は、最終受託候補者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に向けた交渉を行い、委託契約を締結する。
- ②契約時の仕様書の内容は、今プロポーザルに際し示した仕様書の内容に基づく。本業務においては、今プロポーザルに際し示した仕様書の要件を全て満たすことを前提とする。なお、プロポーザルの企画提案において、今プロポーザルに際し示した仕様書に記載のない内容が提案され本市が有益な内容であると認めた場合、契約時に仕様書に追記する場合がある。
- ③契約締結にあたっては、糸島市契約事務規則（平成22年規則第60号）第24条第7号の規定に基づき契約保証金は免除される。

(2) 次順位者との交渉

本市は、最終受託候補者と委託契約を締結できない事由が発生した場合または交渉が調わない場合には、審査において次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から本業務の委託について交渉を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て受託業者の負担とする。

11 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

12 実施スケジュール

内 容	日 程
実施要項の公表、公募開始	令和5年6月19日（月曜日）
参加申込書類の提出期限	令和5年7月27日（木曜日）17時15分必着
審査の実施	令和5年8月10日（木曜日）までに
受託候補者決定	令和5年8月21日（月曜日）予定
受託候補者公表、結果通知	令和5年8月23日（水曜日）予定
契約協議及び契約締結	結果通知後速やかに

13 問い合わせ先

糸島市 地域振興部 文化課 文化振興係（担当：大園）
住所：〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
電話番号：092-332-2093（直通）
電子メールアドレス：bunka@city.itoshima.lg.jp